

しゃかいふくしほうじん みらいは きょうどうせいかつえんじょ
社会福祉法人 未来波 共同生活援助 つちのこ

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	しゃかいふくしほうじん みらいは 社会福祉法人 未来波
代表者氏名	りじちよう やまにし よしゆき 理事長 山西 賀之
本社所在地 (連絡先)	〒581-0091 おおさかふ や お し みなみう えまつちよう ちょうめ ばん ごう 大阪府八尾市南植松町一丁目27番8号 でんわ 電話：072-990-1017 ファックス：072-990-1012
法人設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成21年4月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 つちのこ
所在地	おおさかふ や お し やましろちよう5ちようめ 2ばん 10ごう 大阪府八尾市山城町5丁目2番10号
サービスの 主たる対象者	ちてきしょう しゃ 知的障がい者 せいしんしょう しゃ 精神障がい者
大阪府指定 事業所番号	きょうどうせいかつえんじょ じぎょうしょばんごう 共同生活援助 事業所番号 2725500157号
管理者	こいずみ ちひろ 小泉 千尋
サービス管理責任者	こいずみ ちひろ 小泉 千尋
連絡先 相談担当者名	でんわ 電話・ファックス 072-996-7255
利用定員	めい 9名
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成29年3月1日

(2) 事業の運営方針

運営方針	<p>① 利用者が地域のなかで安心して、楽しく、自立した日常生活を送れるように援助する。</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容及び関係法令等を遵守し事業を実施する。</p>
------	---

3 共同生活住居の構造・設備について

(1) 構造

構造	軽量鉄骨造
----	-------

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
居室	9室	全室個室、洋室 10.00 m ²
食堂	1室	共用 33.50 m ²
洗面所	2室	共用 8.00 m ²
トイレ	4室	共用 8.00 m ²
浴室洗面所	2室	共用 7.00 m ²
相談事務所	1室	共用 10.49 m ²
片廊下の幅	1	共用 1.50 m
中廊下の幅	1	共用 1.80 m

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	職員及び業務の管理・利用申込などの調整・職員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮、命令をする。
サービス管理責任者	利用者の希望する生活や課題等の把握を行い適切な支援内容を検討し個別支援計画案を作成、利用者への説明、同意を得て交付・個別支援計画の実施状況の把握と必要に応じての変更・利用申込者の心身の状況の把握し、他の職員への技術指導及び助言をする。
世話人 (夜間支援従事者)	食事の提供、入浴、トイレなどの身辺介助、生活上の相談など生活支援員と共同して、適切な支援を行う・夜間の支援が必要な利用者へ夜間に必要な介護全般、及び相談などの支援をおこなう。
生活支援員	食事の提供、入浴、トイレなどの身辺介助、生活上の相談など世話人と共同して、適切な支援を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
世話人	5			2	3	2.4	
生活支援員	7			4	3	1.2	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	日勤 午前9時～午後5時 常勤
サービス管理責任者	日勤 午前9時～午後5時 常勤

世話人 夜間支援従事者	午後3時～午後10時・午前5時30分～午前10時30分 夜間(宿直) 午後10時～午前5時30分
生活支援員	午後3時～午後7時または午後3時～午後8時

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援 計画の作成	利用者の心身の状況、環境などを把握し、利用者の希望する生活や、自立した生活を営むことができるよう利用者と一緒に個別支援計画を作成する。利用者が計画の変更を希望したり、変更が必要なときは、変更する。また、半年ごとに面談を行い、必要に応じて計画の見直しや変更を行う。
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談や助言、援助等を行います。
食事	朝食：午前6時30分～午前8時 夕食：午後6時～午後7時30分
日中活動支援	日中、他の福祉サービス事業所や職場等に通勤する場合、連絡、調整を行い、利用者の生活を支援する。
健康管理の援助	利用者に声かけし、変わった様子がないか観察する。 また必要な時は、投薬管理の援助を行う。
金銭管理の支援	通帳や年金の管理、小遣い帳などの利用など、自ら金銭管理ができるよう支援する。
訓練等給付申請の援助	訓練等給付費の支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助を行う。
行政手続の代行	手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。
余暇活動支援	他の福祉サービスの事業所と連絡や、調整を行う。
家族との交流	年に一回の面接、個別相談、職員との交流など行う。
地域との交流	地域住民との交流やボランティア団体との交流を積極的に薦める。

(2) サービス料金

サービス	利用料金 (1ヶ月)	体験利用 (一泊)
家賃 補足給付金 家賃自己負担金	39,000円 (-10,000円) 29,000円	1,300円
食材料費	23,000円	夕食 550円 朝食 200円
水光熱費	12,000円	400円
共同日用品費	4,000円	130円
エアコン使用料	3,000円	
修繕費積立	2,000円	
計	73,000円	2,580円

利用者負担額 その他の費用の 支払い方法に ついて	当月分を翌月10日に請求書をお渡しいたしますので、指定口座へお振り込みください。 ※朝食200円/回、夕食550円/回につきましての欠食分は返金いたします
------------------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から三か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権・擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用支援を行います。
- ② 苦情解決体制の整備を行います。
- ③ 全ての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施
(年1回以上)
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援に努めます。

⑤ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- ・責任者(生活介護事業きつと 管理者：馬壁恵美) ・設置(社会福祉法人 未来波)

⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について

従業者への周知

7 身体拘束等の禁止

事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催(虐待防止委員会と一体的に運用)及びその結果について従業者への周知

② 身体拘束等の適正化のための指針の整備

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

8 秘密保持と個人情報保護(使用保護など)について

事業者及び事業者の使用する者(以下「従事者」という。)は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、生活共同援助事業を円滑に提供するために、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉

サービス事業者等に提供しません。

また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 協力医療機関について（歯科診療を含む）

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人 若水会 関谷クリニック		
医院長名	関谷 博之		
所在地	大阪府八尾市東太子2-8-9		
電話番号	072-990-0820		
診療科	整形外科	入院設備	なし

11 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行うサービス（共同生活援助事業）の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービス（共同生活援助事業）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	八尾市役所
	担当部・課名	地域福祉部・障がい福祉課
	電話番号	072-924-3838

ほんじぎょうしゃ か き そんがいばいしょうほけん かにゆう
 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしゃめい どうわそんがいほけんかぶしきがいしゃ
 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ほけんめい
 保険名 タフビズ

ほしょう がいよう じぎょうかつどうそうごうほけん
 保障の概要 事業活動総合保険

1 2 ひじょうさいがいじ たいさく
 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく のつと しょうぼうくんれん ねん かいじっし 別に定める消防計画に則り、消防訓練を年1回実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 あり ・ 誘導灯 あり ・ ガス漏れ報知器 あり ・ 非常通報装置 あり ・ 非常用電源 あり ・ スプリンクラー あり ・ 室内防火栓 あり ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしょ とどけでび へいせい ねん がつ にち 消防署への届出日：平成29年1月27日 ぼうさい かんり しゃ てしま まさき 防災管理者：手島 正輝
ほけんかにゆう 保険加入	もとじぎょうしゃ か き そんがいばいしょうほけん かにゆう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしゃめい どうわそんがいほけんかぶしきがいしゃ 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ほけんめい 保険名 タフビズ ほしょう がいよう じぎょうかつどうそうごうほけん 保障の概要 事業活動総合保険

1 3 くじょうかいけつ たいせいおよ てじゆん
 苦情解決の体制及び手順

(1) どうしせつ くじょう うけつけ くじょううけつけ げんかん せつち
 当施設における苦情の受付（苦情受付ボックスを玄関に設置しています。）

どうしせつ くじょう そうだん い か せんようまどぐち う つ
 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

くじょううけつけまどぐち やまもと あけみ きょうどうせいかつえんじよ せいかつしえんいんけんせわにん
 ○苦情受付窓口：山本 明美（共同生活援助 つちのこ 生活支援員兼世話人）

うけつけじかん まいしゅうかようび どうようび ごご じ ごご じ
 ○受付時間：毎週火曜日～土曜日 午後1時～午後5時

くじょうかいけつせきにんしゃ こいずみ ちひろ きょうどうせいかつえんじよ かんりせきにんしゃ
 ○苦情解決責任者：小泉 千尋（共同生活援助 つちのこ 管理者兼サービス管理責任者）

だいさんしゃいん なかむら たかこ まち でい ほう す ちゃ ま
 ○第三者委員：中村 孝子（街かどデイハウス 茶の間）

TEL：072-992-5337

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 つちのこ</p>	<p>しよざいち やおしましろちやう ちやうめ ばん ごう 所在地 八尾市山城町5丁目2番10号 でんわばんごう ばんごう 電話番号・ファックス番号 072-996-7255 うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間 午前10時～午後6時</p>
<p>しちやうそん まどぐち 【市町村の窓口】 や おし ちいき ふくし ぶ しょう ふくし か 八尾市地域福祉部 障がい福祉課</p>	<p>しよざいち やおしほんまち ちやうめ ばん ごう 所在地 八尾市本町1丁目1番1号 でんわばんごう 電話番号 072-924-3838 ばんごう ファックス番号 072-924-4900 うけつけじかん げつ きんようび ど にち しゆくじつ のぞく 受付時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く) ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時45分～午後5時15分</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきやうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじやうかいけつはいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しよざいち おおさかしちゆうおうくたにまち 所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 おおさかふしやかいふくしikaiかん かい 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん げつ きんようび ど にち しゆくじつ のぞく 受付時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く) ごぜん じ ごご じ 午前10時～午後4時</p>

14 心身の状況の把握

していきやうどうせいかつえんじょ ていきやう あ りやうしや しんしん じやうきやう お
指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれてい
る環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるもの
とします。

15 連絡調整に対する協力

きやうどうせいかつえんじょ じぎやうしや していきやうどうせいかつえんじょ りやう しちやうそんまた そうだんしえん
共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援
事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

16 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

していきやうどうせいかつえんじょ ていきやう あた しちやうそん た していしやう ふくし ごとぎやうしやおよ
指定共同生活援助の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及
び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17 サービス提供の記録

- ① していきやうどうせいかつえんじょ じつし ていきやう び ないやう じつせきじかんすう
指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数

(外部サービス利用型の場合) 及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に

利用者の確認を受けることとします。

② 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、

利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して

保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

18 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積り(契約書別紙)を作成します。

19 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

めんかい がいしゅつ がいはく 面会・外出・外泊	じぜん しょくいん し 事前に職員にお知らせください。
きょしつどう りよう 居室等の利用	じゅうきよない せいけつ せいりせいとん ごきょうりよく 住居内の清潔、整理整頓にご協力ください。 た りようしゃ はか たが かんけい さんちよう 他の利用者とのコミュニケーションを図り、お互いの関係を尊重して ください。
きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒	ほか りようしゃ めいわく まも 他の利用者に迷惑をかけないようマナーを守ってください。
しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう た りようしゃ たい ふきょうかつどう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動は えんりよ だいさんしゃ かぞく だいにんどう かつどう えんりよ ご遠慮ください。第三者(家族、代理人等)による活動もご遠慮 ください。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	ふんしつ どうなん しょう りようしゃ せきにん かんり 紛失、盗難が生じないよう、利用者の責任において管理してくださ い。
そのほか その他	きょうどうせいかつ ひび えんかつ うんえい きょうりよく 共同生活の日々が円滑に運営できるようみんなで協力してい ましよう。はんしゃかいてき こうい ばあい ちつじょ みだ こうい 反社会的な行為があった場合や秩序を乱す行為があれば、 たいきよ 退去してもらいます。

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

上記内容について社会福祉法第76条に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市南植松町1丁目27番8号		
	法人名	社会福祉法人 未来波		
	代表者名	理事長 山西 賀之		印
	事業所名	共同生活援助 つちのこ		
	説明者氏名	管理者 小泉 千尋		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印